

## 駐車場利用規約

### 第1条 (賃貸借及び使用目的)

貸主(以下、甲)は契約書記載の駐車場を、借主(以下、乙)に賃借し、自動車保管場所として使用するものとします。

### 第2条 (禁止事項)

1. 契約書に記載する以外の自動車を駐車すること。
2. 駐車場を、タイヤ・ホイール等の車両部品、その他、私物の置き場として利用すること。
3. 違法改造車両を駐車すること。
4. エンジンの空吹かしやカーステレオ等の騒音による迷惑行為。
5. その他、近隣に迷惑となる行為。
6. 契約駐車場番号以外の場所に駐車すること。

### 第3条 (契約上の義務)

1. 乙は契約書の内容を遵守し、善良なる管理者の意識をもって利用するものとします。
2. 車種、色、ナンバー等に変更が生じたときは、乙は速やかに甲に連絡するものとします。
3. 駐車場は契約者である事がわかるよう乙は甲の発行する使用許可証をダッシュボードの上に置くこととします。使用許可証が無かった場合、無断駐車の貼り紙、自動車の撤去・処分をされても、乙は甲に対し一切異議の申し立てはできないものとします。  
登録車以外の自動車に使用許可証が表示されていても無効とします。
4. 駐車場を含む建物及びその施設、他人の車両等に、乙が車両をぶつけるなどして、損害を与えてしまった場合は、直ちに甲に届け出るものとします。

### 第4条 (解約の申入れ)

1. 乙の都合により駐車場のみの解約を申入れする場合は、解約日(末日)の1ヶ月前までに株式会社シンエイエステートに来社して手続きをとるものとします。
2. 受付日の翌月末日まで賃料が発生するものとします。
3. 乙以外が解約の手続きを行なう場合には、乙の委任状が必要になるものとします。
4. 駐車場と同時に締結している貸室の解約と同時に、駐車場契約は解約になるものとします。
5. 甲は乙に対して1ヶ月前の申入れにより、駐車場契約を解約することができるものとします。

### 第5条 (甲の一時的使用)

甲、または甲の代理人が、駐車場を含む建物及びその施設の維持管理の目的で、乙の契約駐車場を一時的に使用する場合があることを、乙は承諾し、協力するものとします。

### 第6条 (損害負担)

駐車場内であっても、乙の自動車と他車との事故、他車による駐車違反、駐車妨害、または天災地変、火災、盗難、その他により発生する乙の損害について、甲は一切の責任を負わないものとします。

### 第7条 (保管場所使用承諾証明書)

保管場所使用承諾証明書(車庫証明)の発行には、事務手数料3千円(消費税別)がかかるものとします。